

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 日本テレビ放送網株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 久保 伸太郎
(コード番号 9404 東証第 1 部)
問合せ先 総務局株式部長 清水 篤
(TEL. 03-6215-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 73 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) 及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- ① 単元未満株式について行使することができる権利を定めた規定を新設するものであります (変更案第 10 条)。
- ② 株主総会参考書類等をインターネットで開示できるよう規定を新設するものであります (変更案第 20 条)。
- ③ 株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人の数を定めるものであります (変更案第 22 条第 1 項)。
- ④ 取締役会の機動的な運営、意思決定ができるよう、書面または電磁的記録による決議を可能とする規定を新設するものであります (変更案第 28 条第 2 項)。
- ⑤ 定款に定めがあるとみなされる事項について規定するものであります (変更案第 4 条、第 7 条及び第 13 条第 1 項)。
- ⑥ その他、規定の整備、表現の変更、条文・字句の修正を行うものであります。

(2) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) および放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) の改正により「外資間接規制」が制定されたことに伴い、外国人等の株主名簿への記載または記録についての制限を追加するものであります (変更案第 12 条)。

- (3) 買収防衛策の一環としてなされる新株予約権無償割当てについて、以下のとおり、株主の皆様のご意思を確認することができるようにするものであります(変更案第15条)。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠であると考えております。

この点、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされています(会社法第278条第3項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てにつきましても、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様のご意思に基づいて行うこととするため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てを行うか、または、②株主総会決議により一定の条件を定め、かつ当該条件に従った新株予約権無償割当ての実施を取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、上記①及び②の方法による新株予約権の無償割当てが可能となるように、上記①及び②の株主総会決議の根拠規定として、変更案第15条を新設するものであります。

- (注) 当社が導入を検討している「買収防衛策」につきましては、本日(平成18年5月18日)付で発表しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご覧ください。

- (4) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります(変更案第25条)。

なお、附則の規定により、平成17年6月29日開催の第72期定時株主総会において選任された取締役の任期は、変更案第25条の規定にかかわらず、平成19年開催の定時株主総会の終結の時までとなります。

- (5) 取締役会の決議の方法(変更案第28条)新設に伴い、監査役会の決議の方法に関する規定を新設するものであります(変更案第38条)。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以上

別紙

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 3 条(本 店) 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>【新 設】</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、読売新聞に掲載する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (会社の発行株式総数) 当社の発行する株式の総数は、1 億株とする。</p> <p>【新 設】</p> <p>第 6 条 (1 単元の株式の数) 当社の 1 単元の株式の数は、10 株とする。</p> <p>第 7 条 (単元未満株券の不発行) 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>【新 設】</p> <p>第 8 条 (取締役会決議による自己株式の買受け) 当社は、商法 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 3 条(本店の所在地) 【現行どおり】</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) 【現行どおり】</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1 億株とする。</p> <p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、10 株とする。</p> <p>第 9 条 (単元未満株券の不発行) 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 11 条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第9条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限）</u> 当社は、次の各号に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、<u>これらの者の有する議決権の総数が、当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府またはその代表者 3. 外国の法人または団体 <p><u>第10条（名義書換代理人）</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> ③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第11条（株式取扱規定）</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p><u>第12条（基準日）</u> 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> ② <u>本定款に定めるもののほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p><u>第12条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限）</u> 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、<u>第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の氏名及び住所を株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録することを拒むことができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府またはその代表者 3. 外国の法人または団体 4. <u>前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体</u> <p><u>第13条（株主名簿管理人）</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③ <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第14条（株式取扱規定）</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p><u>第15条（新株予約権無償割当ての決定機関）</u> <u>新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招 集） 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第14条（総会の招集者） 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集する。 ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の代表取締役がこれを招集する。</p> <p>第15条（総会の議長） 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。 ② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第16条（招 集） 【現行どおり】</p> <p>第17条（定時株主総会の基準日） <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第18条（招 集 者） 【現行どおり】</p> <p>第19条（議 長） 【現行どおり】</p> <p>第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第21条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第22条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 【現行どおり】</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（員 数） 当会社の取締役は、18名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第23条（員 数） 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条（任 期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第21条（代表取締役） 取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を選任する。</p> <p>第22条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、さらに短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第23条（取締役会規定） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>第24条（最高顧問、顧問及び相談役） 当会社に、取締役会の決議をもって、最高顧問、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>第25条（報酬及び退職慰労金） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条（員 数） 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第24条（選任方法） 【現行どおり】 ② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 【現行どおり】</p> <p>第25条（任 期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>第26条（代表取締役） 【現行どおり】</p> <p>第27条（招集通知） 【現行どおり】 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>第28条（決議の方法） <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> ② <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第29条（取締役会規定） 【現行どおり】</p> <p>第30条（最高顧問、顧問及び相談役） 【現行どおり】</p> <p>第31条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条（員 数） 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第28条（任 期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>第29条（常勤の監査役） 監査役は、<u>互選により</u>、常勤の監査役を定める。</p> <p>第30条（補欠監査役） 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の補欠監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③ 第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。 ④ 第1項の補欠監査役の選任の効力は、<u>選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間</u>とする。</p> <p>第31条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の場合には、さらに短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第32条（監査役会規定） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p>第33条（報酬及び退職慰労金） 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第33条（選任方法） 【現行どおり】 ② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第34条（任 期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第35条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を<u>選定する</u>。</p> <p>第36条（補欠監査役） 【現行どおり】 ② 前項の補欠監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。 ④ 第1項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、<u>当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時</u>までとする。</p> <p>第37条（招集通知） 【現行どおり】 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>第38条（決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>第39条（監査役会規定） 【現行どおり】</p> <p>第40条（報酬等） 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 3 4 条 (決 算 期) <u>当社の決算期は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>第 3 5 条 (利益配当金) <u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び登録質権者に支払う。</u></p> <p>第 3 6 条 (中間配当) <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び登録質権者に対し、商法 293 条の 5 の規定による金銭の分配 (中間配当) を行うことができる。</u></p> <p>第 3 7 条 (除斥期間) <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 4 1 条 (事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>第 4 2 条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 4 3 条 (中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 4 4 条 (配当の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>付 則 <u>第 25 条の規定にかかわらず、平成 17 年 6 月 29 日開催の第 72 期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 19 年開催の定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

以 上